



## 質問

**監事より、理事会に対して自らが出席できなかった理事会の録音データの請求がありました。どのように対応すればよろしいですか。**

(相談概要)

当管理組合の管理規約は、監事には理事会への出席義務が規定されています。この度、監事に対して監査を依頼したところ、監事自身が出席できなかった理事会の議事内容を確認するために録音データを提出するよう請求されました。どのように対応すればよいですか。



## 回答

理事会としては、理事会議事録の内容に不明な点があったり、監事としての職責を果たすことを目的としているのであれば、理事間の申し合わせにより録音したものであっても、監事に対してこれを開示することが望ましいでしょう。

(説明)

平成28年3月に改正公表されたマンション標準管理規約では、第41条第4項で「監事は、理事会に出席して、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない」としており、これは監事による監査機能強化のために監事の理事会への出席義務を課したものであります。

監事の基本的な職務内容として、理事が総会に提出しようとする議案を調査し、その調査の結果、法令又は規約に違背し、又は著しく不当な事項があると認めるときには総会へ報告する義務があることから、その責任を果たすために理事会の議事内容の真偽確認を目的として録音データの提出を請求したものと思われます。

なお、監事に聴取させるにあたっては、録音データの安全管理の観点から日時や場所を指定してその場で聴取させる等、実施方法の検討も必要であり、また今後同様の請求がなされた際の判断基準として、録音データの取扱いについて、開示する範囲や方法等の規定を設けることも考えられます。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。